

公調委令和2年（セ）第8号・同（ゲ）第3号浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

（1）原因裁定申請事件

申請人 a に生じた心身症、申請人 b に生じた心的外傷後ストレス障害（PTSD）による死産3回のうち2回、申請人 c の心因性頻尿の健康被害及び申請人 d に生じた中学受験のための勉強が妨げられている被害は、被申請人が敷地から発生させる騒音による、平穩に生活する権利を侵害されていることによるものである。

（2）責任裁定申請事件

ア 被申請人は、申請人 a に対し、550万円を支払え。

イ 被申請人は、申請人 b に対し、1400万円を支払え。

ウ 被申請人は、申請人 d に対し、50万円を支払え。

エ 被申請人は、申請人 c に対し、1000万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

原因裁定申請事件は、被申請人が経営する写真スタジオの近隣に居住する申請人らが、申請人 a に生じた心身症、申請人 b が PTSD により2度死産を経験したこと、申請人 c に生じた心因性頻尿及び申請人 d が被った中学受験のた

めの勉強が妨げられる被害について、その原因が、写真スタジオから発生する騒音によるものである、との裁定を求める事案である。

責任裁定申請事件は、申請人らが、写真スタジオから発生する騒音により、上記のとおり健康被害を被り、平穩生活権が侵害されたとして、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人 a に対しては慰謝料 550 万円、申請人 b に対しては慰謝料 1400 万円、申請人 d に対しては慰謝料 50 万円、申請人 c に対しては慰謝料 1000 万円を各支払え、との裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア 申請人ら

申請人 a 及び同 b は、夫婦であり、同 d（平成 21 年 11 月××日生まれ）及び同 c（平成 27 年 12 月××日生まれ）は、同夫婦の子である。（審問の全趣旨）

申請人 a は、別紙 1 物件目録記載 1 の建物（以下「申請人ら宅」という。）及び同記載 2 の土地（以下「申請人ら宅敷地」という。）を所有し、申請人 a、同 b 及び同 d は、平成 25 年 12 月から、同 c は、平成 27 年 12 月から、申請人ら宅に居住している。（審問の全趣旨）

イ 被申請人等

被申請人は、写真スタジオの経営等を目的とする株式会社であり、別紙 1 物件目録記載 3 の建物（以下「被申請人スタジオ」という。）及び同記載 4 の土地（以下「被申請人スタジオ敷地」という。）において、平成 26 年 6 月から写真スタジオを経営している。（甲 12、審問の全趣旨）

被申請人代表者及び被申請人取締役である e は、夫婦であり、被申請

人スタジオ敷地内の居住スペースに居住している。（審問の全趣旨）

（2）申請人ら宅及び被申請人スタジオの概要

ア 申請人ら宅及び被申請人スタジオの位置関係は、別紙2のとおりである。

申請人ら宅敷地の西側及び被申請人スタジオ敷地の東側は、それぞれ同一の道路（以下「本件道路」という。）に面しており、申請人ら宅と被申請人スタジオ敷地との間の距離は8.46mである。被申請人スタジオ敷地と本件道路の間には、側溝（以下「本件側溝」という。）が設置されている。（職3〔3頁〕）

イ 被申請人スタジオ敷地の北側には、東西に延びる道路があり、本件道路と交差している。当該道路の北側には喫茶店があり、申請人ら宅敷地の北側は、当該喫茶店の駐車場に面している。（職3〔2頁〕）

被申請人スタジオ敷地の西側は、片側2車線の道路に面しており、被申請人スタジオ及び申請人ら宅から北方向へ約50mの位置には、東海道新幹線の線路が設置されている。（職3〔2頁〕）

ウ 申請人ら宅の状況は、別紙3のとおりである。（職3〔5頁〕）

エ 被申請人スタジオの状況は、別紙4のとおりである。（職3〔9頁〕、審問の全趣旨）

（3）騒音に対する環境基準等

ア 被申請人スタジオ及び申請人ら宅のある地域は工業地域であり、環境基本法に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）における地域類型では、「C」に該当し、その環境基準値は、次のとおりである（いずれもA特性音圧レベル。音圧レベルとは、音圧の大きさを基準値との比の常用対数によって表現したレベルを指し、A特性とは、人の聴感特性に合わせた周波数補正を指す。以下、特に記載のない限り「dB」で示す値は、A特性音圧レベルを指す。）。（公知の事実）

昼間（午前6時から午後10時まで） 60dB以下

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで） 50dB以下

イ 静岡県は、騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定の騒音を発生させ得る金属加工機械や木材加工機械など特定の施設を有する工場・事業所（特定工場等）について、同工場等のある敷地境界における規制基準を定めている。被申請人スタジオは、騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制の対象となる施設を設置しているものではないが、被申請人スタジオ及び申請人ら宅のある地域（工業地域）における基準値は、次のとおりである。（公知の事実）

朝（午前6時から午前8時まで） 65dB

昼（午前8時から午後6時まで） 70dB

夕（午後6時から午後10時まで） 65dB

夜（午後10時から翌日の午前6時まで） 60dB

また、上記の規制基準に適合しているかどうかを判定する測定において、音の大きさは、測定に用いる騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とすることが定められている。（公知の事実）

ウ 中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」（平成10年5月22日）では、騒音の評価手法としては、これまでの騒音レベルの中央値（L50、T）から等価騒音レベル（LAeq、T）に変更することが適当である旨示しており、さらに、屋内において睡眠影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針として、一般地域の夜間（午後10時から翌日午前6時まで）は、35dB以下の指針値（以下「騒音影響に関する屋内指針値」という。）を示している。（公知の事実）

## 2 当事者の主張

(1) 申請人らの主張

ア 被申請人は、平成26年6月に被申請人スタジオの経営を開始して以降、次の種類の騒音を発生させている。

(ア) シャッターの上げ下ろし音

従業員等が、1日40回以上ガレージのシャッターを上げ下ろしして騒音を発生させている。

(イ) バイクの稼働音

従業員等が、バイクを運転して騒音を発生させている。

(ウ) 自動車の稼働音及びドアの開閉音

客、従業員等が、自動車を運転して被申請人スタジオ敷地に出入りする際、本件側溝の金属製の蓋の上を通過することにより金属音が発生したり、自動車のドアの開閉時に騒音が発生したりする。

(エ) ウッドデッキの歩行音

客、従業員等が、駐車場に面するウッドデッキの上を歩き、騒音を発生させている。

(オ) 写真撮影時の音

従業員等が、写真撮影の際に音の出る玩具を使用したり、大きな声をかけることで騒音を発生させている。

(カ) 見送り時の音

従業員が、客を見送る際に大きな声で挨拶をして騒音を発生させている。

(キ) ドアベルの音

客、従業員等が、被申請人スタジオの受付への出入口のドアを開け閉めする際、ドアベルを鳴らして騒音を発生させている。

イ 上記アの各騒音は、午前9時から午後6時30分頃まで延々と続いている。特に、バイクの稼働音、自動車の稼働音及びドアの開閉音、ウッドデ

ツキの歩行音、ドアベルの音等は、午後10時以降にも発生しており、夜間の騒音となっている。これらの音の騒音レベルは、騒音に対する環境基準を超過している上、被申請人は、申請人らから苦情を受けた後も、故意に騒音を発生させ続けている。被申請人の行為は受忍限度を超えており、不法行為が成立する。

ウ 申請人 a は、被申請人スタジオから発生する騒音により、平成29年6月頃から頭痛、めまい、吐き気等の症状が現れ、心身症と診断された。

申請人 b は、平成26年12月に子を死産しているところ、その後に被申請人スタジオから発生する乳幼児の声を含む上記アの騒音を聞き続けることにより、PTSDとなり、その結果、平成29年11月及び平成30年12月に子を死産した。

申請人 d は、被申請人スタジオから発生する騒音により、申請人ら宅西側2階の自室での勉強が妨げられるなど平穏な生活を営む権利を侵害された。

申請人 c は、被申請人スタジオから発生する騒音により、ストレス反応として心因性頻尿と診断された。

エ 申請人らが被った上記ウ記載の各被害を慰謝するための慰謝料は、次の額を下らない。

申請人 a 550万円

申請人 b 1400万円

申請人 d 50万円

申請人 c 1000万円

## (2) 被申請人の主張

ア 申請人らが主張する各音の発生状況、頻度、被申請人が行った対策等は、次のとおりである。これらの音を騒音に対する環境基準等に沿った評価方法で評価した場合、各基準等を超えることはない。被申請人の行為は

受忍限度の範囲内であり、不法行為は成立しない。

(ア) シャッターの上げ下ろし音

シャッターの上げ下ろしは、従前、被申請人代表者及びeが被申請人代表者ら宅へ出入りする際に多くて1日10回程度、従業員が喫煙のためガレージへ出入りする際に多くて1日10回程度していた。被申請人は遅くとも令和2年12月上旬に従業員の喫煙場所を移動させており、シャッターの上げ下ろしの頻度は、被申請人代表者及びeが被申請人代表者ら宅へ出入りする際のみ減少した。令和4年8月頃以降は、さらに週2、3回程度に減少している。

(イ) バイクの稼働音

従前、従業員1名が週5日バイクで通勤し、eが月1、2回程度、バイクを運転していた。被申請人は、遅くとも令和2年8月30日頃までに、被申請人スタジオ敷地内でのエンジンの始動をやめさせ、敷地を出て、被申請人スタジオの北側道路まで移動してからエンジンの始動を行うようにしており、それ以降、敷地内での騒音は発生していない。

(ウ) 自動車の稼働音及びドアの開閉音

営業時間中の被申請人スタジオへの来客は、最大1日13組程度で、本件側溝の通過回数は最大で1日あたり30回程度であり、音の発生時間は、1回あたり数秒間にとどまる。ドアの開閉も、同様である。

(エ) ウッドデッキの歩行音

ウッドデッキを歩くのは、駐車場に面したドアから被申請人スタジオに入る場合や、ウッドデッキ上にある来客者喫煙所を利用する場合に限られ、多くて1日5、6回にとどまる。被申請人は、遅くとも令和2年12月上旬には、従業員がウッドデッキを歩くことを控えさせている。

(オ) 写真撮影時の音及び見送り時の音

被申請人スタジオ外での撮影は、1組あたり10分程度であり、最も

繁忙な日で1、2時間ごとに10分程度であり、見送りの挨拶も含め午後6時頃までには終了していた。

被申請人は、遅くとも令和2年12月上旬には、客の持ち込みを除き、音のする玩具の使用をやめ、ぬいぐるみを使用することにしており、それ以降、撮影時には、原則として玩具の音は発生していない。

被申請人は、遅くとも令和2年8月30日頃までに、駐車場での写真撮影及び見送りの挨拶を原則やめ、同年9月28日にガーデンと駐車場との間に防音カーテンを設置しており、同日以降、屋外での撮影はガーデンのみで、かつ、防音カーテンを閉めて行っている。

#### (カ) ドアベルの音

ドアベルのついたドアの開閉の頻度は、客1組あたり4、5回程度にとどまる。

イ 被害の発生及び損害についてはいずれも争う。

### 第3 当裁定委員会の判断

#### 1 認定事実

前提事実、後掲各証拠及び審問の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

#### (1) 本件の事実経過

ア 申請人aは、平成26年7月31日、fクリニックを受診し、同日以降、咽頭炎、気管支喘息<sup>ぜんそく</sup>、上気道炎、アレルギー性鼻炎、感冒、口内炎、頭痛、腰痛、皮膚炎等の治療のため、定期的に同クリニックへの通院を続けた。(職1)

イ 申請人bは、平成26年12月、子を死産した。(審問の全趣旨)

ウ 申請人bは、平成27年12月27日、長女である申請人cを出産した。(審問の全趣旨)

エ 申請人cは、平成29年10月5日、fクリニックを受診し、同日以降、

気管支喘息、結膜炎、皮膚炎、下痢、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、咽頭炎、じんましん、口内炎等の治療のため、定期的に同クリニックへの通院を続けた。（職２）

オ 申請人bは、平成２９年１１月、子を死産した。（審問の全趣旨）

カ 申請人bは、平成３０年１２月、子を死産した。（審問の全趣旨）

キ fクリニックの医師は、令和２年６月３０日、同クリニックを受診した申請人cについて、頻尿の訴えを受けた。（職２）

ク 被申請人は、令和２年７月１日、浜松市役所の職員から、申請人らから騒音の苦情があったこと、騒音規制法の違反は確認されなかったこと及び紛争回避の点から駐車場での撮影は気をつけた方がよいことを伝えられた。（審問の全趣旨）

ケ 申請人aは、令和２年８月１日、fクリニックを受診し、長期の騒音に悩まされていることを伝え、訴訟に用いる目的での診断書を希望し、同クリニックの医師は、同人について同日付けで診断書を発行した。同診断書には、「心身症 頭痛、めまい、不眠、頸部痛、皮膚炎等の症状あり 騒音によるストレス反応と考える」との記載がある。（甲１０、職１）

fクリニックの医師は、令和２年８月１日、同クリニックを受診した申請人cについても、頻尿が改善せず続いており、他院で検尿した結果膀胱炎<sup>ぼうこうえん</sup>ではなかった旨の説明並びに訴訟に用いる目的での診断書の希望を受け、同人について同日付診断書を発行した。同診断書には、「心因性頻尿 騒音が原因のストレス反応と推測する」との記載がある。（甲１１、職２）

コ 申請人bは、令和２年８月××日、二女を出産した。（審問の全趣旨）

サ 被申請人は、遅くとも令和２年９月３０日、別紙４「防音カーテン」と記載のある位置に、ビニール素材のカーテンを設置した。（乙６）

(２) 被申請人スタジオの営業時間、営業形態等

- ア 被申請人スタジオの営業時間は、午前9時から午後6時までである。撮影は、通常は午後5時頃までに終了するが、午後6時30分頃までかかることがある。（審問の全趣旨）
- イ 被申請人スタジオの来客数は、1日あたり最大で13組程度であり、写真の受取等写真撮影を行わない客も来店する。（乙5、審問の全趣旨）
- ウ 被申請人は、主に建物内の各スタジオ及びガーデンで写真撮影を行っているが、客の求めがある場合等に駐車場で写真撮影を行うことがある。（職3、審問の全趣旨）
- エ 被申請人の従業員は、自動車通勤し、残業をする場合、近隣の駐車場に自動車を駐車した後、被申請人スタジオに徒歩で移動し、営業時間終了後、自動車を近隣の駐車場から移動させて被申請人スタジオの駐車場に駐車し、業務終了後、自動車を運転して退勤することがある。退勤時間は、午後10時を過ぎたり、翌日午前1時になることがある。（審問の全趣旨）

(3) 公害等調整委員会事務局（以下「事務局」という。）による騒音測定の結果

ア 測定条件等

事務局は、令和3年11月14日午前11時00分頃から午後3時30分頃までの間、被申請人スタジオの東側の敷地境界付近及び申請人ら宅2階西側居室にそれぞれ騒音計を設置し、騒音測定を実施した（以下「本件測定」という。なお、東側の敷地境界付近の測定位置は、駐車場への車の出入りの邪魔とならないよう入口の南側となっているが、申請人ら宅には近い場所となっている（職3の図面1、写真1、2、38）。）。測定中、別紙4「防音カーテン」と記載のある位置に設置されたカーテンは開いた状態とし、申請人ら宅の居室の窓は閉めた状態とした。（職3〔17ないし20頁〕）

事務局は、本件測定に合わせて、申請人 a 及び同 b に対し、屋内において、時間、音の種類、従前の音との差、音の感じ方等を体感調査メモに記載させる方法で、体感調査を実施した。事務局における体感調査は、申請人らにおいて騒音発生源と主張する機器等からの音を実際に聞き取ることができているかを調査するため、被申請人側の動向を伝えることなく実施するものであるが、申請人 a 及び同 b は、体感調査の間、申請人ら宅に設置した防犯カメラの映像を見ながら、体感調査メモに結果を記載していた。（職 3〔17ないし20頁〕）

#### イ 測定中の申請人ら宅及び被申請人スタジオ周囲の状況

被申請人スタジオの西側に面している片側 2 車線の道路には、常に一定の交通量があり、測定中も、申請人ら宅に当該道路からの交通音が到達していた。測定中に複数回、本件道路及び被申請人スタジオの北側に面している道路を、自動車、自転車等が通過した。（職 3〔17頁〕）

測定中、被申請人スタジオ北側約 50 m の位置にある鉄道路を、約 2、3 分に 1 回の割合で新幹線が通過した。（職 3〔17頁〕）

申請人ら宅の北側にある喫茶店は、休業日であったが、測定中に 1 組の客と思われる者の出入りがあり、申請人ら宅敷地の北側に面する駐車場から、自動車 1 台が移動するのを確認した。（職 3〔17頁〕）

#### ウ 測定中の来客の有無及び時間

測定中、5 組の来客があり、各来客の来店時間、撮影開始時間、ガーデンでの撮影時間、撮影終了時間及び退店時間は、次のとおりである。

（職 3〔22頁〕）

| 来店時間  | 撮影開始時間 | ガーデン撮影時間    | 撮影終了時間 | 退店時間  |
|-------|--------|-------------|--------|-------|
| 11:15 | 12:15  | 12:51～12:58 | 13:30  | 13:38 |
| 11:30 | 12:09  | 13:05～13:18 | 13:18  | 13:34 |

|       |       |                                     |       |       |
|-------|-------|-------------------------------------|-------|-------|
| 11:45 | 12:26 | 12:26～12:34                         | 13:58 | 14:15 |
| 13:21 | 14:03 | 14:40～14:54<br>デッキ撮影<br>14:55～15:00 | 15:05 | 15:20 |
| 15:00 | 15:30 | 未確認                                 | 未確認   | 未確認   |

## エ 測定結果

(ア) 敷地境界における1時間ごとの音の測定結果は、別紙5表1記載のとおりである。(職4〔2頁])なお、この測定結果は、後記の環境基準との比較を行う際の等価騒音レベル(Leq)の把握を行うために必要で、1時間ごとの時間値で把握するものである(なお、「Leq」は「LAeq,T」の略記である。以下同じ。)

(イ) 敷地境界における屋外での撮影時間帯の音の測定結果は、別紙5表2記載のとおりである。(職4〔3頁])なお、被申請人側において、デッキにおける撮影の際に、音を抑制する作為があったことを認めるに足る証拠はない。

(ウ) 敷地境界における客の来退店時に発生する音の測定結果は、別紙5表3記載のとおりである。なお、自動車の音が聞こえてから被申請人スタジオの建物に入り音が聞こえなくなるまでを来店時とし、建物から出て音が出始めてから、自動車の音が聞こえなくなるまでを退店時とする。(職4〔3、4頁])この「来店」又は「退店」、あるいは、それらの区別が困難又は相当でない場合に「来退店」をまとまりのある一つのイベントとしてとらえ、その間の測定値の90%レンジの上端の数値(L5)を把握することは、後記の規制基準との比較を行う際に必要であり、不合理とはいえない。

(エ) 敷地境界における暗騒音(被申請人スタジオからの音が騒音レベルの変動に影響を与えていないと考えられる時間帯の音)の分析結果は、別

紙5表4記載のとおりである。(職5〔2頁])この暗騒音は、佐野泰之専門委員において、被申請人写真スタジオからの音が騒音レベルの変動に影響を与えていないと考えられる箇所を抽出したもので、騒音調査速報(職3の別紙2)と比較しても、比較的大きな音の出た部分を意図的に抽出したなどの傾向は認められず、その抽出方法に不合理な点があるということとはできない。同専門委員は、この暗騒音について意見書の記載(職4〔4頁])において誤った部分があったことから、訂正しているが(職5〔1、2頁])、訂正後の記載になお誤りがあることを認めるに足る証拠はない。

(オ)申請人らが騒音であると主張する各音について個別にピークレベルを測定、分析した結果は、次のとおりである。(職4〔5ないし16頁])

a 別紙4「ドアベル」と記載された位置にあるドアベルの付いたドアの開閉時の音及び当該ドアベルの音についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表5記載のとおりである。これらの音は、聴感上識別することはできるが、騒音のレベル変動にまで至らず、測定できない場合が大半であり(例えば、職4〔16頁〕に「(店扉+ベル)」と記載している部分など)、測定できたのは、一度のみであり、敷地境界で48.6dBであり、屋内では検出できなかった。

b 本件側溝の上を自動車またはバイクが通過する際の衝撃音についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表6記載のとおりである。敷地境界での平均値は71dB、最大値は81dBであり、屋内での平均値は44dB、最大値は49dBである。

c 写真撮影時に玩具を使用した際に発生する音についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表7記載のとおりである。敷地境界での平均値は66dB、最大値は70dBであり、屋内での平均値は41dB、最大値は43dBである。この最大値は、屋外については従業員の声と重

なった場合で、屋内については新幹線の音と重なった場合である。

- d 別紙4の赤文字で「ウッドデッキ」と記載のある位置のウッドデッキ部分等を歩行する際の歩行音についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表8記載のとおりである。敷地境界での平均値は64dB、最大値は73dBであり、屋内での平均値は41dB、最大値は45dBである。
- e 別紙4の「ガレージ」と記載のある位置のガレージのシャッターを上げ下ろしする際に発生する音のピークレベルを測定した結果は、別紙5表9記載のとおりである。敷地境界での平均値は68dB、最大値は72dBであり、屋内での平均値は41dB、最大値は45dBである。
- f 従業員及びeの所有するバイクの稼働音についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表10記載のとおりである。敷地境界での平均値は67dB、最大値は78dBであり、屋内での平均値は46dB、最大値は52dBである。なお、13：48：20の音は、部外者による手を叩くような音が入ったため除外されている。また、被申請人元従業員（Staff）は、退勤時、苦情を受けてからは、被申請人スタジオ北側道路までエンジンをかけずに移動した後エンジンをかけるようにしていたと申し立てたことから、そのような方法で再現し測定しているが（職3〔16頁、17頁〕）、その苦情前は、来店時と同程度の騒音となっていたものと推認できる。
- g 従業員が客の見送り時に挨拶をした際の声についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表11記載のとおりである。敷地境界での平均値は63dB、最大値は68dBであり、屋内での平均値は41dB、最大値は44dBである。
- h 写真撮影時に、従業員や客が発した声及び従業員が唇を震わせるなどした際の音のピークレベルを測定した結果は、別紙5表12記載の

とおりである。敷地境界での平均値及び最大値は64dBであり、屋内では一度のみ検出されており、37dBである。

i 上記g及びhの他に従業員が発していた声についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表13記載のとおりである。敷地境界での平均値は57dB、最大値は64dBであり、屋内での平均値は38dB、最大値は40dBである。

j 上記g及びhの他に客が発した声についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表14記載のとおりである。敷地境界での平均値は60dB、最大値は69dBであり、屋内での平均値は40dB、最大値は45dBである。

k 自動車が被申請人スタジオに出入りする際のエンジン音、走行音等についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表15記載のとおりである。敷地境界での平均値は65dB、最大値は81dBであり、屋内での平均値は43dB、最大値は52dBである。

l 自動車のドアを閉める際の音についてピークレベルを測定した結果は、別紙5表16記載のとおりである。敷地境界での平均値は61dB、最大値は69dBであり、屋内での平均値は39dB、最大値は48dBである。

なお、自動車のドアを開ける際の電子音は、周波数分析の結果により、2KHzの音として確認することはできるが、その騒音レベルは低く（職4〔16頁〕の図2.2の色を参照）、騒音レベル変動には影響しない程度であった。

## 2 当裁定委員会の判断

申請人らが主張する被申請人スタジオからの騒音による被害が、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、被申請人スタジオ及び申請人ら宅の所在地の地域環境、侵

害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に取られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。（最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁参照）

(1) 被申請人の侵害行為の態様、侵害の程度について

ア 午後10時までの騒音

(ア) 本件測定時の被申請人スタジオの敷地境界における1時間ごとの騒音の測定結果は別紙5表1記載のとおりである。これによれば、1時間ごとの時間値は、等価騒音レベル (Leq) で最大値57dB、最小値54dB、平均値56dBであり、いずれの時間帯における時間値も前提事実(3)ア記載の環境基本法に基づく環境基準値(昼間(午前6時から午後10時まで)60dB以下)を下回る。そうすると、本件測定の結果からは、敷地境界における騒音が環境基本法に基づく環境基準値を超過すると認めることはできない。

(イ) 本件測定時の被申請人スタジオ敷地境界における、屋外での撮影時間帯の騒音及び客の来退店時に発生する騒音は、その性質上、不規則かつ大幅に変動するものといえることができる。被申請人スタジオが騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制の対象となる施設を設置しているものでないことは前提事実(3)イのとおりであるとしても、上記の各騒音の評価をする上では、同法及び同条例に基づく特定工場等のある敷地境界における規制基準を参照し、被申請人スタジオ敷地境界における測定では騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合に該当するとして、測定値の90%レンジの上端の数値(L5)を上記規制基準値と比較することが参考となる。すなわち、環境基本法に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であるのに

対し、この規制基準は特定工場等について「敷地の境界線における大きさの許容限度」（騒音規制法 2 条 2 項）を示すものであり、特定工場等でない場合であっても参考となる数値というべきである。

本件測定時の被申請人スタジオ敷地境界における屋外での撮影時間帯の騒音の測定結果は、別紙 5 表 2 記載のとおりである。これによれば、測定値の 90%レンジの上端の数値は、最大値 61 dB、最小値 59 dB、平均値 60 dB であり、いずれも前提事実（3）イ記載の規制基準値（昼（午前 8 時から午後 6 時まで）70 dB）を下回る。また、撮影が午後 6 時 30 分頃までかかる場合があることは認定事実（2）ア記載のとおりであるが、そのような場合であっても、上記の値を参照すると、いずれも前提事実（3）イ記載の規制基準値（夕（午後 6 時から午後 10 時まで）65 dB）を下回ることができる。

本件測定時の被申請人スタジオ敷地境界における客の来退店時に発生する騒音の測定結果は、別紙 5 表 3 記載のとおりである。これによれば、測定値の 90%レンジの上端の数値は、最大値 68 dB、最小値 54 dB、平均値 62 dB であり、いずれも前提事実（3）イ記載の規制基準値（昼（午前 8 時から午後 6 時まで）70 dB）を下回る。また、上記の値を参照すると、撮影が午後 6 時 30 分頃までかかり、退店が遅くなる場合は、前提事実（3）イ記載の規制基準値（夕（午後 6 時から午後 10 時まで）65 dB）を超える可能性があるが、この最大値 68 dB を記録したのは、別紙 5 表 3 のとおり 11 時 11 分から 17 分までの間であり超過の時間は短時間であり、超過の程度も数 dB 程度にとどまることができる。

(ウ) 申請人らが主張する各発生源の騒音のピークレベルを測定した結果は、別紙 5 表 5 ないし 16 各記載のとおりである。これによれば、敷地境界における各発生源の騒音のピークレベルは、ドアベルの付いたドアの開閉時の音及びベルの音を除き、いずれも最大値が前提事実（3）ア記載

の環境基本法に基づく環境基準値（昼間（午前6時から午後10時まで）60dB以下）を超過しており、特に、本件側溝の上を自動車またはバイクが通過する際の衝撃音、写真撮影時に玩具を使用した際に発生する音、ウッドデッキ等を歩行する際の歩行音、ガレージのシャッターを上げ下ろしする際に発生する音、従業員及びeの所有するバイクの稼働音並びに自動車が被申請人スタジオに出入りする際のエンジン音の騒音のピークレベルは、最大値が前提事実（3）イ記載の規制基準値（昼（午前8時から午後6時まで）70dB）に達し、場合によっては、最大で10dB程度超過することになる。

しかし、これらの騒音は、その性質上いずれも瞬間的に発生する音であり、被申請人スタジオから発生する騒音全体についての大きさを評価した場合、被申請人スタジオ敷地境界における騒音につき、その1時間ごとの等価騒音レベルは環境基本法に基づく環境基準を超過するということができず、また、各イベントごとの測定値の90%レンジの上端の数値は規制基準を超えず、又は、超えたとしても短時間数dB程度にすぎないことは上記（ア）及び（イ）のとおりである。

#### イ 午後10時以降の騒音

自動車通勤する被申請人の従業員が残業をする場合、近隣の駐車場に自動車を駐車した後、被申請人スタジオに徒歩で移動し、営業時間終了後、自動車を近隣の駐車場から移動させて被申請人スタジオの駐車場に駐車し、業務終了後、自動車を運転して退勤することがあり、退勤時間が午後10時を過ぎることがあるのは認定事実（2）エ記載のとおりである。そうすると、従業員の退勤に伴い、午後10時以降に、ドアの開閉時の音及びドアベルの音、ウッドデッキ上の歩行音、自動車のドアを閉める際の音、自動車が被申請人スタジオに出入りする際のエンジン音や走行音、本件側溝の上を自動車またはバイクが通過する際の衝撃音等

が発生することになる。これらの騒音のピークレベルの測定結果は、別紙5表5、表6、表8、表15及び表16各記載のとおりであり、これによれば、ウッドデッキ上の歩行音、自動車のドアを閉める際の音、自動車が被申請人スタジオに出入りする際のエンジン音や走行音、本件側溝の上を自動車またはバイクが通過する際の衝撃音について、屋内におけるピークレベルの平均値が、いずれも前提事実（3）ウ記載の騒音影響に関する屋内指針値（夜間）である35dBを4ないし9dB程度上回ることになる。

しかし、騒音影響に関する屋内指針値（夜間）が、等価騒音レベルでの評価を行う前提での指針値であることは前提事実（3）ウ記載のとおりである。上記の各騒音は、従業員の残業に伴う退勤の際に一時的に生じるものということができ、騒音影響に関する屋内指針値（夜間）を一時的に上回る事実をもって、同指針値を超過するとまで評価することはできない。

また、従業員の退勤に伴い発生する上記各騒音について、騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等のある敷地境界における規制基準値（夜（午後10時から翌日の午前6時まで）60dB）に照らして評価する場合も、一定のイベントとしての測定値の90%レンジの上端の数値で比較する必要があるが、当裁定委員会の調査では従業員の退店についてそのような数値を把握することは困難であり、同基準値を超過するとまで評価することはできない。

#### ウ 申請人らの主張について

申請人らは、本件測定時の騒音は、通常と比べて極めて抑制された状況で発せられたものであり、通常は環境基準、規制基準等を超過する騒音が発生していると主張する。申請人ら提出の令和2年7月24日、同月25日、同月26日及び令和3年11月14日の本件調査終了後の録音

記録（甲 1 1 5、甲 1 1 6 及び甲 1 1 9）には、被申請人従業員によるかけ声や子供の泣き声等が録音されていて、相当な音圧レベルに達しているとの推測はできるものの、いずれも騒音測定の結果を伴うものではないから、これをもって環境基準、規制基準等を超過する騒音が発生している事実を認めることはできない。そのほかに、被申請人スタジオから発生する騒音が環境基準、規制基準等を超過することを認めるに足りる的確な証拠はない。

申請人らは、佐野泰之専門委員作成の令和 4 年 4 月 2 8 日付け意見書（職 4）及び同年 9 月 1 6 日付け補足意見書（職 5）に関して、同専門委員が浜松市の産業廃棄物処理施設等審査会委員を務めている事実とその事実を経歴書に記載しなかった事実をもって、専門委員としての公平性を欠くことを示していると主張するが、当該事実は、専門委員の上記意見書及び補足意見書の合理性を否定する理由とはならない。申請人らは、佐野泰之専門委員の上記意見書及び補足意見書の内容について<sup>る</sup><sup>る</sup>縷々批判するが、上記ア及びイの当裁定委員会の認定判断に沿う部分において、上記意見書及び補足意見書の内容は合理的で採用することができる。

エ 以上によれば、被申請人スタジオ敷地から発生する騒音は、騒音レベルが低いとはいえないものの、被申請人スタジオ及び申請人ら宅の所在地の地域環境（工業地域）を踏まえて定められた環境基準値、規制基準値や騒音影響に関する屋内指針値（夜間）を超過すると評価することはできず、仮に超過することが一時的にあったとしても、超過の時間は短時間で超過の程度は僅かであるといえることができる。

（2）申請人らの主張する被害と被申請人スタジオから発生する騒音との間の因果関係について

申請人 a が心身症の診断を受けたこと、申請人 b が平成 2 9 年 1 1 月及び平成 3 0 年 1 2 月に子を死産したこと及び申請人 c が心因性頻尿と診断され

たことは認定事実（１）オ、カ及びケ記載のとおりであり、申請人dは、被申請人スタジオから発生する騒音により、申請人ら宅西側２階の自室での勉強が妨げられるなど平穏な生活を営む権利を侵害された旨主張するため、被申請人スタジオから発生する騒音が申請人らの主張する健康被害や平穏生活権の侵害の原因と特定できるか否かについて検討する。

まず、被申請人スタジオから発生する騒音を等価騒音レベルでとらえた場合に、その測定結果は別紙５表１のとおりで、その敷地境界において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」としての環境基本法に基づく環境基準を超えるものでないことは前記のとおりである。この環境基準は、申請人らの居住する地域が工業地域であることを前提とするものであり、実際、本件測定時の敷地境界における暗騒音（被申請人スタジオからの発生音の影響が認められない時間帯の音）の測定結果は別紙５表４記載のとおりである。これによれば、暗騒音は、時間帯ごとの等価騒音レベルで最大値５７dB、最小値５２dB、平均値５５dBであり、被申請人スタジオから発生する騒音の等価騒音レベルの最大値５７dB、最小値５４dB、平均値５６dBと同程度又はそれに近い大きさといえることができる。そうすると、申請人らが主張する各被害の発生につき、被申請人スタジオから発生する騒音が原因であると断定することは困難である。

なお、本件測定中に行った申請人a及び申請人bに対する体感調査の結果（職３〔５５ないし６７頁〕）は、同申請人らが申請人ら宅に設置した防犯カメラの映像を見ながら、体感調査メモへの記載を行ったものであることは認定事実（３）ア記載のとおりであり、当該体感調査の結果に基づき、申請人らが、自動車の走行音等の暗騒音と同種の音につき、被申請人スタジオからの騒音を特に聞き分けて体感していると断定することも困難である。

以上によれば、被申請人スタジオからの騒音が、暗騒音の影響とは区別できる程度に申請人らの生活に格別の影響を与えているといえることはできず、

申請人らが主張する各被害が、被申請人スタジオから発生する騒音によって発生したものと認めることはできない。

### (3) まとめ

上記(1)及び(2)によれば、被申請人スタジオからの騒音のレベルは低いものではないが、被申請人スタジオ及び申請人ら宅の所在地の地域環境(工業地域)を踏まえて定められた環境基準値、規制基準値や騒音影響に関する屋内指針値(夜間)を超過するには至っておらず、仮に一時的に超過することがあったとしても、超過の時間は短時間で超過の程度は僅かであるということができ、申請人らが主張する各騒音についても、個々のピークレベルは高くとも、一時的なものであるということが出来る。また、被申請人スタジオ及び申請人ら宅の所在地の暗騒音のレベルは高く、被申請人スタジオからの騒音が、暗騒音の影響とは区別できる程度に申請人らの生活に格別の影響を与えているということとはできず、申請人らの主張する各被害が被申請人スタジオからの騒音によって発生したものと認めることもできない。加えて、被申請人が、申請人らからの苦情を受け、カーテンを設置する等の一定の配慮を試みたことは認定事実(1)に記載のとおりであり、被申請人の対応にことさら悪意や不誠実な対応があったということとはできない。

以上のとおり諸般の事情を総合的に考察すると、申請人らが被申請人スタジオからの騒音によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っていると認めることはできず、そうすると、被申請人について不法行為の成立を認めることはできない。

また、同様に、申請人らの主張する各被害が被申請人スタジオからの騒音によって発生したものと認めることはできない。

## 3 結論

上記の次第であるから、申請人らの本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請は、その余の点について検討するまでもなく理由がないから、いずれもこ

れを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

なお、当裁定委員会の認定判断は、証拠や調査の限界もある上、被申請人スタジオ及び申請人ら宅の所在地の地域環境が工業地域であること等々の所与の事情を考慮した上での判断であって、被申請人が現状のまま騒音を生じさせることを積極的に容認したものではないことは上記の認定判断から明らかである。例えば、当裁定委員会が調査によって把握できた数値を見ても、撮影時間帯における敷地境界の測定値の90%レンジの上端の数値の最大値61dBや客の来店時の同様の数値の68dBは、住居地域など他の地域では規制基準を超える数値であることなどを考慮すると、被申請人においては、少なくとも、前記第2の2(2)で被申請人自ら騒音を抑制していると主張する方法を今後も継続することは最低限必要であるし、大きな騒音の原因となっている側溝、シャッター、ウッドデッキについては物理的な改善が必要である。更に進んで、経営判断のみを優先させることなく、ガーデンと駐車場との間に防音壁を設け、駐車場での撮影は行わないなどのより抜本的な改善に努めることも望む次第である。

令和5年11月10日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

裁定委員加藤一実及び同家上和子は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則

※裁定文中の別紙1～4は省略

表 1 (敷地境界における 1 時間ごとの騒音の測定結果)

| 項目  | 騒音測定結果 [dB] |      |      |      |      | 時間       |          |
|-----|-------------|------|------|------|------|----------|----------|
|     | Leq         | L5   | L50  | L95  | Lmax | 開始       | 終了       |
| 11時 | 56.5        | 61.2 | 52.0 | 43.9 | 80.8 | 11:00:00 | 12:00:00 |
| 12時 | 54.1        | 59.0 | 51.5 | 42.9 | 72.1 | 12:00:00 | 13:00:00 |
| 13時 | 56.9        | 62.2 | 52.6 | 43.4 | 78.7 | 13:00:00 | 14:00:00 |
| 14時 | 55.8        | 60.3 | 52.9 | 44.9 | 78.3 | 14:00:00 | 15:00:00 |
| 15時 | 56.3        | 60.8 | 53.7 | 45.9 | 83.4 | 15:00:00 | 15:35:00 |
| 最大  | 57          | 62   | 54   | 46   | 83   |          |          |
| 最小  | 54          | 59   | 52   | 43   | —    |          |          |
| 平均値 | 56          | 61   | 53   | 44   | 79   |          |          |

注) Leqの平均値はエネルギー平均値、その他は算術平均値を示す。

表 2 (敷地境界における屋外での撮影時間帯の騒音の測定結果)

| 項目        | 騒音測定結果 [dB] |      |      |      |      | 時間       |          |
|-----------|-------------|------|------|------|------|----------|----------|
|           | Leq         | L5   | L50  | L95  | Lmax | 開始       | 終了       |
| ガーデン撮影1組目 | 54.1        | 58.7 | 51.6 | 43.6 | 70.5 | 12:51:00 | 12:58:00 |
| ガーデン撮影2組目 | 55.6        | 61.1 | 53.0 | 44.9 | 70.5 | 13:05:00 | 13:18:00 |
| ガーデン撮影3組目 | 54.2        | 58.7 | 51.7 | 41.4 | 68.9 | 12:26:00 | 12:34:00 |
| ガーデン撮影4組目 | 56.9        | 60.8 | 53.3 | 45.0 | 78.3 | 14:40:00 | 14:54:00 |
| デッキ撮影4組目  | 56.0        | 60.2 | 54.9 | 46.5 | 66.8 | 14:55:00 | 15:00:00 |
| デッキ撮影5組目  | 54.3        | 59.7 | 52.4 | 45.1 | 66.3 | 15:30:00 | 15:33:00 |
| 最大        | 57          | 61   | 55   | 47   | 78   |          |          |
| 最小        | 54          | 59   | 52   | 41   | —    |          |          |
| 平均値       | 55          | 60   | 53   | 44   | 70   |          |          |

注) Leqの平均値はエネルギー平均値、その他は算術平均値を示す。

表 3 (敷地境界における客の来退店時に発生する騒音の測定結果)

| 項目               | 騒音測定結果 [dB] |      |      |      |      | 時間       |          |
|------------------|-------------|------|------|------|------|----------|----------|
|                  | Leq         | L5   | L50  | L95  | Lmax | 開始       | 終了       |
| 11:05～退店         | 57.8        | 63.6 | 55.5 | 47.9 | 72.4 | 11:05:00 | 11:09:00 |
| 11:11～客来店+バイク来退店 | 62.0        | 68.3 | 52.9 | 44.5 | 80.8 | 11:11:00 | 11:17:00 |
| 11:35～客来店        | 49.5        | 54.2 | 47.5 | 41.3 | 62.4 | 11:35:00 | 11:38:00 |
| 11:46～客来店+退店     | 55.7        | 60.8 | 52.2 | 46.4 | 80.7 | 11:46:00 | 11:55:00 |
| 12:00～客退店        | 54.8        | 59.5 | 52.3 | 45.5 | 69.6 | 12:00:00 | 12:06:00 |
| 13:32～客退店        | 56.5        | 61.3 | 53.3 | 43.4 | 75.4 | 13:32:00 | 13:35:00 |
| 13:37～客退店        | 63.0        | 67.4 | 55.6 | 48.3 | 78.7 | 13:37:00 | 13:39:30 |
| 13:42～バイク来退店     | 58.9        | 65.4 | 53.4 | 42.4 | 78.6 | 13:42:00 | 13:50:00 |
| 14:14～客退店        | 56.5        | 61.3 | 53.1 | 47.6 | 77.8 | 14:14:00 | 14:17:00 |
| 最大               | 63          | 68   | 56   | 48   | 81   |          |          |
| 最小               | 50          | 54   | 48   | 41   | —    |          |          |
| 平均値              | 59          | 62   | 53   | 45   | 75   |          |          |

注) Leqの平均値はエネルギー平均値、その他は算術平均値を示す。

表 4 (敷地境界における暗騒音の測定結果)

| 項目        | 騒音測定結果 [dB] |      |      |      |      | 時間       |          |
|-----------|-------------|------|------|------|------|----------|----------|
|           | Leq         | L5   | L50  | L95  | Lmax | 開始       | 終了       |
| 11:40～暗騒音 | 54.6        | 59.2 | 51.5 | 46.0 | 66.3 | 11:40:00 | 11:45:00 |
| 12:10～暗騒音 | 54.9        | 60.8 | 51.9 | 45.6 | 68.6 | 12:10:00 | 12:18:00 |
| 12:20～暗騒音 | 53.8        | 58.4 | 50.6 | 42.1 | 67.0 | 12:20:00 | 12:25:00 |
| 12:44～暗騒音 | 52.1        | 56.3 | 51.1 | 43.5 | 61.0 | 12:44:00 | 12:48:00 |
| 13:21～暗騒音 | 55.8        | 62.1 | 52.1 | 45.4 | 70.1 | 13:21:00 | 13:26:00 |
| 13:27～暗騒音 | 54.8        | 60.7 | 50.7 | 43.7 | 68.5 | 13:27:00 | 13:32:00 |
| 13:50～暗騒音 | 56.2        | 61.7 | 52.6 | 43.1 | 70.8 | 13:50:00 | 13:59:00 |
| 15:06～暗騒音 | 56.9        | 62.7 | 53.7 | 44.0 | 74.4 | 15:06:00 | 15:10:00 |
| 最大        | 57          | 63   | 54   | 46   | 74   |          |          |
| 最小        | 52          | 56   | 51   | 42   | —    |          |          |
| 平均値       | 55          | 60   | 52   | 44   | 68   |          |          |

注) Leqの平均値はエネルギー平均値、その他は算術平均値を示す。

表 5 (別紙 4 「ドアベル」と記載された位置にあるドアベルの付いたドアの開閉時の音及び当該ドアベルの音についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |    |      | 備考 |
|----------|-----------|----|------|----|
|          | 敷地境界      | 屋内 | レベル差 |    |
| 14:31:30 | 48.6      | —  |      |    |

表6（本件側溝の上を自動車またはバイクが通過する際の衝撃音についてピークレベルを測定した結果）

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考            |
|----------|-----------|------|------|---------------|
|          | 敷地境界      | 屋内   | レベル差 |               |
| 11:08:13 | 72.4      | 46.7 | 25.7 |               |
| 11:08:17 | 67.5      | —    | —    |               |
| 11:11:16 | 67.3      | 40.5 | 26.8 |               |
| 11:16:04 | 79.1      | 46.0 | 33.1 |               |
| 11:17:27 | 61.2      | 40.4 | 20.8 |               |
| 11:21:03 | 66.9      | 43.4 | 23.5 |               |
| 11:21:05 | 69.3      | 41.3 | 28.0 |               |
| 11:35:20 | 62.4      | —    | —    |               |
| 11:46:34 | 67.9      | 46.2 | 21.7 |               |
| 11:46:43 | 73.2      | 42.8 | 30.4 |               |
| 11:51:34 | 69.7      | 47.6 | 22.1 |               |
| 11:52:08 | 73.7      | 44.0 | 29.7 |               |
| 11:54:53 | 80.7      | 45.2 | 35.5 |               |
| 13:06:54 | 70.5      | —    | —    |               |
| 13:14:00 | 69.3      | —    | —    |               |
| 13:34:02 | 75.4      | 44.1 | 31.3 |               |
| 13:43:27 | 78.6      | 49.3 | 29.3 | 被申請人補助者 バイク乗越 |
| 14:16:00 | 77.8      | 43.1 | 34.7 |               |
| 平均値      | 71        | 44   |      |               |
| 最大値      | 81        | 49   |      |               |

表 7 (写真撮影時に玩具を使用した際に発生する音についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考         |
|----------|-----------|------|------|------------|
|          | 敷地境界      | 屋内   | レベル差 |            |
| 14:05:20 | 67.0      | 39.6 | 27.4 | 1度押        |
| 14:05:26 | 59.5      | 37.8 | 21.7 | 数度に分けて音を長く |
| 14:24:44 | 66.4      | 41.0 | 25.4 | 1度押        |
| 14:24:47 | 64.3      | 42.3 | 22.0 | 数度に分けて音を長く |
| 14:24:54 | 66.0      | 41.4 | 24.6 | 数度に分けて音を長く |
| 14:25:58 | 67.3      | 42.5 | 24.8 | 新幹線と重なる    |
| 14:26:10 | 69.7      | 41.0 | 28.7 | 声と重なる      |
| 平均値      | 66        | 41   |      |            |
| 最大値      | 70        | 43   |      |            |

表 8 (別紙 4 の赤文字で「ウッドデッキ」と記載のある位置のウッドデッキ部分等を歩行する際の歩行音についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考       |
|----------|-----------|------|------|----------|
|          | 敷地境界      | 屋内   | レベル差 |          |
| 11:53:43 | 73.4      | 44.5 | 28.9 | ウッドデッキ歩行 |
| 11:59:52 | 63.3      | 41.1 | 22.2 | 子供の足音    |
| 14:12:09 | 61.2      | 38.3 | 22.9 | 走る足音     |
| 14:54:31 | 59.6      | 38.7 | 20.9 | ウッドデッキ歩行 |
| 平均値      | 64        | 41   |      |          |
| 最大値      | 73        | 45   |      |          |

表9（別紙4の「ガレージ」と記載のある位置のガレージのシャッターを上げ下ろしする際に発生する音のピークレベルを測定した結果）

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考 |
|----------|-----------|------|------|----|
|          | 敷地境界      | 屋内   | レベル差 |    |
| 11:12:46 | 65.1      | 42.6 | 22.5 |    |
| 11:13:04 | 68.5      | 40.4 | 28.1 |    |
| 11:13:41 | 64.9      | 38.0 | 26.9 |    |
| 12:34:37 | 67.1      | 39.0 | 28.1 |    |
| 12:34:41 | 65.6      | 41.5 | 24.1 |    |
| 12:35:06 | 72.1      | 41.5 | 30.6 |    |
| 13:49:18 | 70.6      | 45.0 | 25.6 |    |
| 平均値      | 68        | 41   |      |    |
| 最大値      | 72        | 45   |      |    |

表10 (従業員及びeの所有するバイクの稼働音についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |        |      | 備考             |
|----------|-----------|--------|------|----------------|
|          | 敷地境界      | 屋内     | レベル差 |                |
| 11:01:21 | 74.5      | 50.7   | 23.8 |                |
| 11:12:08 | 70.2      | 44.9   | 25.3 | Staff来店        |
| 11:12:23 | 77.7      | 51.6   | 26.1 |                |
| 11:14:11 | 61.7      | 43.0   | 18.7 | Staff退店        |
| 11:14:25 | 67.4      | 48.0   | 19.4 |                |
| 12:04:12 | 69.0      | 49.5   | 19.5 |                |
| 12:08:06 | 58.5      | —      | —    | Staff          |
| 12:08:17 | 58.9      | 42.5   | 16.4 |                |
| 12:08:33 | 59.0      | —      | —    |                |
| 13:43:32 | 72.5      | 41.7   | 30.8 | 被申請人補助者所有 退店   |
| 13:43:42 | 67.7      | 40.2   | 27.5 |                |
| 13:47:39 | 69.3      | 46.1   | 23.2 | 被申請人補助者所有 来店   |
| 13:48:11 | 67.3      | —      | —    |                |
| 13:48:20 | (74.7)    | (44.4) | 30.3 | 手を叩くような音 (部外者) |
| 平均値      | 67        | 46     |      | 13:48:20の値を除く  |
| 最大値      | 78        | 52     |      |                |

表 1 1 (従業員が客の見送り時に挨拶をした際の声についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考 |
|----------|-----------|------|------|----|
|          | 屋外        | 屋内   | レベル差 |    |
| 11:48:59 | 60.2      | —    | —    |    |
| 11:49:03 | 63.8      | —    | —    |    |
| 11:49:19 | 54.6      | —    | —    |    |
| 13:33:55 | 65.5      | 43.8 | 21.7 |    |
| 13:34:20 | 67.7      | —    | —    |    |
| 14:16:03 | 60.8      | 35.5 | 25.3 |    |
| 15:19:08 | 62.9      | —    | —    |    |
| 15:20:42 | 66.8      | 43.7 | 23.1 |    |
| 平均値      | 63        | 41   |      |    |
| 最大値      | 68        | 44   |      |    |

表 1 2 (写真撮影時に、従業員や客が発した声及び従業員が唇を震わせるなどした際の音のピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考     |
|----------|-----------|------|------|--------|
|          | 屋外        | 屋内   | レベル差 |        |
| 14:58:37 | 63.8      | —    | —    | 唇ブルブル有 |
| 14:58:47 | 63.5      | 37.0 | 26.5 | 唇ブルブル有 |
| 平均値      | 64        |      |      |        |
| 最大値      | 64        |      |      |        |

表 1 3 (表 1 1 及び表 1 2 の他に従業員が発していた声についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考 |
|----------|-----------|------|------|----|
|          | 屋外        | 屋内   | レベル差 |    |
| 11:16:29 | 64.4      | —    | —    |    |
| 11:37:37 | 50.9      | 35.2 | 15.7 |    |
| 14:41:32 | 59.8      | —    | —    |    |
| 14:42:24 | 56.4      | —    | —    |    |
| 14:46:33 | 47.5      | —    | —    |    |
| 14:46:45 | 51.4      | —    | —    |    |
| 14:49:04 | 60.5      | —    | —    |    |
| 14:49:28 | 59.7      | 40.0 | 19.7 |    |
| 14:50:09 | 56.7      | 39.0 | 17.7 |    |
| 14:50:45 | 59.8      | 38.2 | 21.6 |    |
| 14:56:48 | 56.7      | —    | —    |    |
| 14:57:51 | 64.4      | 37.5 | 26.9 |    |
| 平均値      | 57        | 38   |      |    |
| 最大値      | 64        | 40   |      |    |

表 1 4 (表 1 1 及び表 1 2 の他に客が発した声についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考       |
|----------|-----------|------|------|----------|
|          | 屋外        | 屋内   | レベル差 |          |
| 11:17:06 | 60.6      | 41.0 | 19.6 | 子供の声 (客) |
| 11:27:34 | 58.8      | 38.3 | 20.5 | 子供の声 (客) |
| 11:36:16 | 46.3      | —    | —    | 子供の声 (客) |
| 11:36:46 | 56.4      | 36.0 | 20.4 | 子供の声 (客) |
| 11:52:18 | 57.1      | —    | —    | 客        |
| 11:53:18 | 65.6      | 44.7 | 20.9 | 子供の声 (客) |
| 11:53:41 | 62.9      | —    | —    | 子供の声 (客) |
| 11:53:55 | 68.9      | 42.9 | 26.0 | 子供の声 (客) |
| 11:54:05 | 59.3      | 39.1 | 20.2 | 子供の声 (客) |
| 12:00:01 | 59.4      | —    | —    | 子供の声 (客) |
| 12:00:07 | 63.3      | 38.2 | 25.1 | 客        |
| 12:01:01 | 58.4      | 40.9 | 17.5 | 客        |
| 13:32:18 | 63.5      | 43.2 | 20.3 | 客        |
| 13:32:41 | 62.6      | —    | —    | 客        |
| 13:33:20 | 58.0      | 37.6 | 20.4 | 子供の声 (客) |
| 13:36:58 | 60.7      | —    | —    | 子供の声 (客) |
| 13:37:01 | 56.6      | 40.0 | 16.6 | 子供の声 (客) |
| 14:05:16 | 58.3      | 36.6 | 21.7 | 子供の声 (客) |
| 14:06:37 | 67.2      | 41.9 | 25.3 | 子供の声 (客) |
| 14:12:04 | 55.6      | 34.5 | 21.1 | 子供の声 (客) |
| 14:15:12 | 64.5      | 44.3 | 20.2 | 子供の声 (客) |
| 14:43:08 | 53.9      | —    | —    | 子供の声 (客) |
| 14:44:43 | 57.3      | 36.9 | 20.4 | 子供の声 (客) |
| 14:58:55 | 65.6      | 37.4 | 28.2 | 子供の声 (客) |
| 15:18:54 | 64.8      | 42.1 | 22.7 | 子供の声 (客) |
| 平均値      | 60        | 40   |      |          |
| 最大値      | 69        | 45   |      |          |

表 1 5 (自動車が被申請人スタジオに出入りする際のエンジン音、走行音等についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考          |
|----------|-----------|------|------|-------------|
|          | 敷地境界      | 屋内   | レベル差 |             |
| 11:07:40 | 61.3      | —    | —    | エンジン始動      |
| 11:07:51 | 61.1      | —    | —    | エンジン音       |
| 11:11:48 | 80.8      | 52.4 | 28.4 | 来店          |
| 11:46:50 | 69.3      | 39.9 | 29.4 | 来店          |
| 11:52:26 | 60.3      | 38.7 | 21.6 | エンジン+タイヤ    |
| 12:03:06 | 63.2      | 49.4 | 13.8 | 退店 (エンジン始動) |
| 12:03:08 | 65.0      | 44.4 | 20.6 | 退店 (定常部)    |
| 12:32:06 | 62.6      | 36.8 | 25.8 | エンジン始動      |
| 12:32:20 | 56.1      | 34.3 | 21.8 | エンジン定常      |
| 12:32:39 | 65.3      | 39.0 | 26.3 | 最大          |
| 13:10:05 | 68.0      | —    | —    | 退店          |
| 13:37:56 | 60.9      | —    | —    | 退店 エンジン始動   |
| 13:38:12 | 55.5      | 36.9 | 18.6 | 定常          |
| 13:38:43 | 69.1      | 41.7 | 27.4 | エンジンをふかす    |
| 13:38:57 | 69.9      | 45.3 | 24.6 | エンジンをふかす    |
| 13:39:06 | 78.7      | 52.1 | 26.6 | エンジンをふかす    |
| 平均値      | 65        | 43   |      |             |
| 最大値      | 81        | 52   |      |             |

表 1 6 (自動車のドアを閉める際の音についてピークレベルを測定した結果)

| 発生時刻     | 騒音レベル[dB] |      |      | 備考 |
|----------|-----------|------|------|----|
|          | 屋外        | 屋内   | レベル差 |    |
| 11:06:30 | 67.6      | 38.6 | 29.0 |    |
| 11:07:36 | 61.3      | —    | —    |    |
| 11:15:53 | 66.6      | —    | —    |    |
| 11:17:20 | 60.4      | 42.9 | 17.5 |    |
| 11:20:39 | 54.6      | —    | —    |    |
| 11:23:40 | 57.3      | 35.6 | 21.7 |    |
| 11:24:09 | 61.7      | 47.7 | 14.0 |    |
| 11:28:13 | 64.1      | 38.2 | 25.9 |    |
| 11:28:39 | 59.1      | —    | —    |    |
| 11:36:36 | 56.5      | 35.6 | 20.9 |    |
| 11:36:54 | 56.2      | 38.4 | 17.8 |    |
| 11:37:22 | 60.2      | —    | —    |    |
| 11:37:27 | 58.4      | 36.7 | 21.7 |    |
| 11:47:22 | 63.1      | 42.4 | 20.7 |    |
| 11:53:11 | 63.1      | 38.6 | 24.5 |    |
| 11:53:14 | 58.4      | 40.4 | 18.0 |    |
| 11:55:16 | 64.9      | —    | —    |    |
| 11:57:11 | 52.2      | —    | —    |    |
| 12:00:46 | 59.2      | 36.2 | 23.0 |    |
| 12:01:11 | 60.8      | 43.1 | 17.7 |    |
| 12:01:20 | 67.9      | 37.4 | 30.5 |    |
| 12:41:04 | 60.8      | 36.9 | 23.9 |    |
| 12:43:01 | 54.9      | 35.8 | 19.1 |    |
| 12:49:44 | 55.8      | 35.8 | 20.0 |    |
| 13:07:28 | 69.0      | 37.0 | 32.0 |    |
| 13:26:22 | 62.2      | 34.8 | 27.4 |    |
| 13:32:50 | 64.8      | 37.9 | 26.9 |    |
| 13:33:39 | 67.7      | 38.2 | 29.5 |    |
| 13:35:08 | 60.5      | 35.4 | 25.1 |    |
| 13:37:37 | 62.6      | —    | —    |    |
| 13:37:43 | 65.5      | —    | —    |    |
| 13:37:46 | 60.8      | 37.8 | 23.0 |    |
| 13:41:36 | 65.0      | 44.1 | 20.9 |    |
| 14:00:58 | 58.6      | 40.1 | 18.5 |    |
| 14:15:18 | 63.5      | 39.5 | 24.0 |    |
| 15:00:25 | 63.1      | 42.3 | 20.8 |    |
| 15:01:12 | 61.5      | 36.5 | 25.0 |    |
| 15:01:17 | 60.1      | —    | —    |    |
| 平均値      | 61        | 39   |      |    |
| 最大値      | 69        | 48   |      |    |